県中体連規約・規程・確認事項一覧

令和４年４月

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　事　項 | 確　　認　　内　　容 |
| ○大会参加料の徴収について | ○平成１４年度から、県中体連主催大会において大会参加料を徴収。 　 １４年度 対象大会：選手権大会、秋季体育大会　 一人　２００円　　　１６年度　対象大会：県駅伝・全国駅伝予選会 一人　２００円　　　１８年度　対象大会：春季県体　　　　　　　　　一人　２００円　　　２６年度　対象大会：上記大会すべて　　　　　　　一人　５００円 |
| ○引率・監督規程について | ○参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員。　平成３０年度選手権大会から部活動指導員を承認。（平成３０年度総会）○平成１４年度から、生徒引率について特例を設定。 やむを得ない場合に限り、外部指導者の引率も可能（個人種目）　中国・全国大会も、引率細則により外部指導者の引率が可能○平成３０年度から、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者または学校の設置者から懲戒処分を受けた者の、引率・監督は不可。（外部指導者については、校長から指導処置を受けた者）日本中学校体育連盟及び中国中学校体育連盟主催の大会も同様 |
| ○合同チーム編成について | ○平成１０年制定、平成１０年度秋季県体から実施。 １６年度　改正・実施　　　２１年度　改正・実施（試行期間２年間）　　　２３年度　実施　　　３０年度　再確認　実施 少子化の伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与える。　競技力向上を第１の目的とする合同チームは適用されない。 |
| ○中国大会・全国大会について | ○外部指導者の引率、複数校合同チームの参加、大会参加料の徴収の３点が１５年度からすべて実施。 |
| ○救護の配置について | ○県中体連主催大会で土・日に開催される大会については、看護師。　ただし、経費の面から、専門部で対応できる大会については、専門部からの救護役員で対応。 　　なお、養護教諭は救護役員として割り当てない。（１９年度から）（救護体制の再確認）　　救急病院、救急車両等の出入口、緊急連絡指示系統、救急箱の常備 |
| ○外部指導者のベンチ入りについて | ○学校長の承認を得て、県中体連に登録した外部指導者は、ベンチ入りが可能。（中国・全国大会は県に登録かつ確認書の提出が必要） |
| ○各種大会の期日について | ○春季県体　　　→　第３土曜日とその翌日の日曜日（２日開催）　　　　　　　　　　平成２９年度意見集約　平成３０年度総会で再確認　　　　　　　　　　令和　４年度　５月２１日（土）・２２日（日）　　　　　　　　　　令和　５年度以降　開催なし○県選手権大会　→　７月２８日までに終了。　　　　　　　　　　※原則夏休み。ただし、祝日は実施しない。　　　　　　　　　 体操・新体操は他競技との関係で、夏休み１週間前の土・日に開催する場合がある。（平成２０年度総会）○県新人　 →　１０月第２土曜日とその翌日の日曜日（２日開催） 競技によって予備日有り　　　　　　　　　　令和　４年度１０月　８日（土）・１０月　９日（日）　　　　　　　　　　令和　５年度１０月１４日（土）・１０月１５日（日）○県駅伝・全国駅伝予選会　→　１１月の第３土曜日（原則） 令和　４年度１１月１９日（土）　　　　　　　　　　令和　５年度１１月１８日（土） |
| ○春季、県体育大会の中止及び延期の決定について（県新人に予備日） | ○部長・専門委員・監督全員で協議し決定。（県体方式）○監督は選手・保護者に事情を説明し、了承を得る。○１日目が中止でも２日目にベスト４まで消化できる運営が可能であれば、　２日目に実施してよい。（春季体育大会）○大会期間は３日間にまたがってはいけない。（県新人大会）○途中中止の場合の記録について　 　ベスト４までは、すべて中止。 　ベスト４まで残して中止の場合は、「ベスト４」 賞状記入「ベスト４」２チーム残して中止の場合は、「両校優勝」　　賞状記入「優勝」　　中止の場合の優勝旗は事務局で保管。 |
| ○中体連に加盟していない学校の取り扱いについて | ○朝鮮初・中級学校、山口総合支援学校・みほり分校について 　県大会に出場した場合は一人５００円を参加料として徴収。 　支部内大会については、各支部で対応。 |
| ○参加資格（選手権） | ○年齢は、平成１９年４月２日以降に生まれた者に限る。 上記以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の５月末までに県中体連に申し出る。（名前、学年、生年月日、種目、国籍） |
| ○複数種目の参加について | ○同一開催日にある県大会への参加は、１人１競技。 ただし、夏季大会は、同一年度内の参加は全競技を通じて一人一競技。 |
| ○優秀監督者規程について | ○受賞者が同一人に固定しないように行う（内規３）とあるが、競技が異なる場合にはこの限りではない。 |
| ○部の規定について | ○設置部　　校内に設置されており、顧問がついている部　（常設部）学校内で日常的に活動している部　（臨時部）日常の活動は学校外であるが、顧問をつけ学校として認めている部○臨時の設置部　郡や市町の大会のため、一時的に編成して参加する予定の部 |
| ○県中体連主催行事 | ○春季県体、県選手権（通信陸上）、県新人、県駅伝の４大会○県中体連会長名での文書　（専門部で作成した文書は必ず事務局へ伺いを提出）・上記４大会に関わる、役員委嘱、プロ編・準備会議、借用・依頼等・専門委員長会議（旅費は専門部活動費から支出）　　・中学生育成強化支援事業（県体協）に関わる文書　　・その他　→　事前に事務局へ相談する○競技団体等の主催大会について　　・原則として、共催はしない。後援は可能（後援依頼提出のこと）。 ※協会主催の大会に、中体連専門部等の名前を使用しない。（中体連主催大会と間違われないようにする。） |
| ○県中体連旅費規程学校週５日制における運動部活動について | ○所属校用務地から会場用務地までの距離，１kmあたり３０円とする。同一用務地内については，実測（小数点以下切り捨て）により，１kmあたり３０円とする。ただし，片道２km未満については支払わない。外部審判等一般の方については，自宅（用務地）からとする。　中国大会等における県外役員の旅費については，最寄り駅から最寄り駅までの公共交通運賃とする。　遠方により宿泊を伴う場合は，往復の交通費及び宿泊料金（１泊２食）の実費（9,800円以内：朝食700円以内・夕食1500円以内を含む）とする。　※業務が終日の場合は，「連絡費・雑費」として600円を支払う。　※「遠方」とは，往復交通費よりも，宿泊料金の方が安い場合。　※同一用務地内の距離計算については，該当校に事務担当者に確認するか，Ｗｅｂ上の地図検索を活用すること。　※離島等「交通費計算ファイル」で検索できないものは，該当校の事務担当者に確認すること。平成１４年４月２３日制定　　平成１８年４月２５日（一部改正）○最低週１日以上の休養日を設定する。○長期休業中については、十分に休養をとり家庭や地域で過ごす時間を確保するために、ある程度まとまった休養日を設ける。○ 効果的な練習を心掛け、平日では２～３時間程度以内、土・日及び長期休業中は３～４時間以内をめどとし、練習を終えるようにする。○ 土・日の活動については、子どもの「ゆとり」を確保し、家族や部員以外の友達、地域の人々などとより触れ合えるように、学校週５日制の趣旨を踏まえ配慮する。○第３日曜日の家庭の日は、原則として活動しない。平成３０年度から・大部分が部活動ガイドラインの主旨に沿った内容であることから、まずは、周知と徹底に努める。・調査研究部において、実態の把握と内容の見直しを図る。 |